高知県名誉県民顕彰要綱施行要領

(目的)

第1条 この施行要領は、高知県名誉県民顕彰要綱(以下「要綱」という。)第8条の規定 に基づき必要な事項を定めるものとする。

(顕彰の対象)

- 第2条 要綱第2条の顕彰の対象は、高知県出身または高知県に居住している、若しくは 高知県にゆかりのある個人又は団体とする。
- 2 同条第2号で定める学術、芸術、文化等の分野における権威ある賞は、ノーベル賞その他これに準ずる賞をいう。
- 3 同条第3号で定めるスポーツの分野における権威ある大会は、オリンピック競技大会 その他これに準ずる大会をいう。

(顕彰及び待遇等)

- 第3条 要綱第3条で定める表彰状の用紙の様式は、別記1のとおりとする。
- 2 要綱第3条で定める副賞は、名誉県民章とし、その形状等は別記2のとおりとする。
- 3 顕彰にあたっては、額縁及び記念品を添えることができる。また、顕彰者の意向を尊重したうえで、知事が適当と認める待遇をすることができるものとする。

(欠格事項)

- 第4条 要綱第2条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものについては、顕彰 を行わない。
 - (1) 罰金以上の刑に処せられた者。ただし、道路交通法(昭和35年法律第105号) 又は自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)の規定に 違反し、罰金の刑に処せられた者及び刑の言渡しの効力が失われたものとされた 者を除く。
 - (2) 破産者で復権を得ないもの
 - (3) 団体であって、その長又は代表者が前2号のいずれかに該当するもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、顕彰することが適当でないと知事が認めるもの

(顕彰の手続き)

- 第5条 要綱第6条で定める推薦者は、顕彰の候補となるものを、次の書類を添えて、知事に推薦するものとする。ただし、第1号の工に掲げる刑罰等調書は、本籍市町村長に 作成を依頼するものとする。
 - (1) 個人の場合
 - ア 推薦書(別記第1号様式)
 - イ 功績調書(個人)(別記第2号様式)
 - ウ 履歴書(別記第3号様式)
 - 工 刑罰等調書(別記第4号様式)
 - オ その他知事が必要と認めるもの
 - (2) 団体の場合
 - ア 推薦書 (別記第1号様式)
 - イ 功績調書(団体)(別記第5号様式)
 - ウ 団体調書(別記第6号様式)
 - エ その他知事が必要と認めるもの

附則

この施行要領は、平成23年10月11日から施行する。

附則

この施行要領は、平成23年10月20日から施行する。

附則

この施行要領は、平成23年11月15日から施行する。